

No.	質問内容	回答
1	今年の12月で3歳になります。12月から対象ですか。	3歳になる年度中は、2歳児クラス児童となりますので、非課税世帯のみが施設等利用給付認定の対象となります。
2	どのような施設が施設等利用給付認定の対象となりますか。	認証保育所、認可外保育施設、病児・病後児保育、訪問型病後児保育、葛飾区外の一時保育となります。詳細はご利用予定の施設担当者へご確認ください。
3	申請書を提出するのが遅くなってしまいました。が保育の無償化が適用されるのはいつからになりますか。	保育の無償化を受けるためには、事前に本認定を受けていることが必要となりますが、区が最短で認定するのは申請書を受領した日の翌日となります。したがって、申請日以前の日付で認定することはありませんので、対象の保育施設等のご利用前に余裕を持った申請をお願いいたします。 なお、認定を受ける前に対象の保育施設等をご利用して生じた保育料などのサービス料は無償化の対象となりませんのでご注意ください。
4	きょうだい同時に申請をする場合、書類はそれぞれ用意する必要がありますか。	施設等利用給付認定申請書及び添付資料は、世帯で一部ご用意いただければ構いません。
5	申請は毎年行う必要がありますか。また、認定期限が過ぎた場合は再度申請する必要がありますか。	保育の必要性を、年に1回確認させていただきますので、毎年の申請は不要です。ただし、認定期限が切れ引き続き施設等利用給付認定が必要な場合は、再度申請を行う必要があります。
6	認定決定通知書を受け取った後、申請内容に変更がありました。届け出は必要ですか。	求職活動から就労、就労から就学など要件に変更があった場合には、変更後の要件を確認する資料を施設等利用給付認定申請書に添付して再申請してください。 また、「就労先が変わった」など、要件の変更を伴わない場合は、申請内容変更届に必要な書類を添えてご提出ください。
7	葛飾区へ引っ越し予定です。引越し前の自治体ですでに施設等利用給付認定を受けていますが、再度葛飾区に申請をしなければいけませんか。	葛飾区に転入した日から葛飾区で保育の必要性の認定を受ける必要があるため、申請が必要です。あらかじめ提出書類を準備のうえ、転入後、子育て支援窓口にて申請を行ってください。 なお、申請書に転出元自治体で受けた認定決定通知（コピー）を同封することで、転入日に遡って認定を行います。 また、支給認定決定通知書でも保育の必要性が確認できる場合は、同様に遡り認定が可能です。
8	葛飾区からの引越しを予定しています。葛飾区ですでに認定を受けていますが、転出先の自治体にも申請をしなければいけませんか。	葛飾区から転出した日から居住自治体で保育の必要性の認定を受ける必要があるため、申請が必要です。手続きの時期については、転出先の自治体にご確認ください。
9	幼稚園を利用しており、預かり保育の利用を検討しています。施設等利用給付認定をとる必要はありますか。	葛飾区では令和7年9月より施設等利用給付認定を受けていなくても、幼稚園の預かり保育に対する助成を受けることができるようになりました。そのため、原則、幼稚園の預かり保育を利用する場合は施設等利用給付認定を受ける必要はありません。 ただし、施設によっては施設等利用給付認定を持つことを条件にしている場合があるため、詳細についてはご利用予定の施設へお尋ねください。
10	以前より、認証保育所等の助成を受ける際に施設等利用給付認定を必要とする施設に通っています。来年度、3歳児クラスへ上がるため、新2号認定を取りたいと考えています。ただ、現在3歳児クラスに上がる子の下にも子がおり、その子の分で育休を取っています。今回、上の子のために新2号認定を取った場合、下の子の育休を終了して復職する必要はありますか。	この場合、復職は必須ではありません。年齢が上がり施設等利用給付認定を取る必要が出た場合は、育休を終了し復職をすることを必須としていません。